

第15号議案

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

老人保健医療制度の終了後の経過期間満了に伴い、老人保健医療事業特別会計を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例

芦屋市特別会計条例(昭和39年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第8号を次のよう改める。

(8) 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により廃止する芦屋市老人保健医療事業特別会計に係る平成22年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

参 照

芦屋市特別会計条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

老人保健医療制度の終了後の経過期間満了に伴い、老人保健医療事業特別会計を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市老人保健医療事業特別会計を廃止する。(第1条関係)

3 施行期日等

(1) 平成23年4月1日

(2) 廃止する芦屋市老人保健医療事業特別会計に係る平成22年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。